

平成 17 年 2 月 22 日
(財)消費者教育支援センター

企業人向け消費者教育管理者研修会(第1回)を開催

企業での消費者教育の一層の展開を目的とした管理者対象の研修会を、2月18日(金)・19日(土) 国立オリンピック記念青少年総合センターにて実施しました。

消費者基本法第 17 条「啓発活動および教育の推進」で「職域」が明記されたのを機に、消費者被害や不祥事の深刻な事態に対処すべく、企業自身の消費者被害抑制能力を高める事の重要性、消費者教育推進管理者の育成、自社従業員の被害防止などの問題解決に役立つことを企画した研修会です。

今回の研修会は、テーマと内容、講師、進め方に創意工夫、特徴があり、消費者問題(法律を含む)、教育事例、企業への要望(CSRを含む)、消費者側の活動、事例を含む従業員教育、企業での消費者教育(ステップアップの仕組み作り、具体的活動、事例紹介)などのテーマで、大学、行政、消費者団体、企業の各関係者および当センター職員を講師に総合的、体系的、実践的に行いました。参加者 30 人の双方向(参加者へ事前参考資料の配布、課題、Q&Aの通信研修機会の提供など)による熱心な研修、次回以降のテーマの提案もあって大変好評な研修会になりました。

修了者には、企業での研修担当を担って頂くべく修了証を交付しました。当センターも修了者の活動を今後とも支援していく計画です。

<お問い合わせ>

(財)消費者教育支援センター 担当：立松

〒151-0053 東京都渋谷区代々木5-64-5-101

TEL：03-5454-3091 FAX：03-5790-5340